

「アガルートの司法試験・予備試験 総合講義 1問1答 民事訴訟法」

訂正

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁 問題解答番号	誤	正
3頁・解答3 2行目	訴え又は訴えられる (133Ⅱ①)	訴え又は訴えられる (134Ⅱ①)
25頁・解答3 2行目	請求額たる1000万円を超え ない。	請求額たる1000万円を超え る。
39頁・解答67 最終行	大阪地判平18.7.7)。	大阪地判平18.7.7)。 近時の判例には、事例判断ながら相殺の抗弁の提出を認めるものがあられている。 最判平27.12.14＝本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権として相殺の抗弁を主張することは許されると判断した。 最判令2.9.11＝請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の一方を本訴請求債権とし、他方を反訴請求債権とする本訴及び反訴が係属中に、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁を主張することは許されると判断した。
97頁・解答16 下から4行目	③0の一般的要件	③請求の併合の一般的要件
97頁・解答17 下から2行目	に基づくとき」(136)，	に基づくとき」(38)，
151頁 2～3行目	以上のように、これを を必要の共同訴訟～	以上のように、これを必要 の共同訴訟～

(2021年7月30日 初版第1刷発行)